

福井地方最低賃金審議会
第4回福井県最低賃金専門部会

- 1 日 時 令和8年8月10日（月）午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
- 3 出席状況 公益代表委員 井花委員、竹川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 島田委員、高山委員、中澤委員
使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山口委員
事務局 工藤労働基準部長、野崎賃金室長、
矢村賃金指導官、山田賃金係長

4 議 題

- （1）福井県最低賃金の改正決定について
（2）その他

5 議 事

○廣瀬部会長

それでは、定刻より前でございますけれども、全員お揃いということですので、ただいまから第4回福井県最低賃金専門部会を開催します。本当にお暑い中、そしてお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。まず、定足数の確認からお願いいたします。

○矢村賃金指導官

本日は9名全員に御出席をいただいておりますので、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございます。それでは、本日の審議に入ります前に、全国の結審状況について事務局から報告ありますでしょうか。

○矢村賃金指導官

全国の結審状況について御説明させていただく前に、第528回審議会でお配りしております最低賃金に関する基礎調査につきまして、申し訳ございません、再度修正が必要な箇所がございましたので、この場を借りて訂正させ

ていただきたいと思います。この間違いの原因ですが、特定最低賃金の母集団について、システム上の設定方法に誤りがあることが発覚しました。そのため、特定最低賃金の母集団が誤っており、その影響で地域別最低賃金の母集団にも影響が生じておりました。母集団の設定をやり直し、調査票の入力なども全てやり直しましたので、第 528 回審議会でお配りした資料を全て差し替えとさせていただきます。

現在お配りしております別冊資料を御覧ください。基本的に、第 528 回でお配りした資料を全て差し替えております。主な修正箇所について御説明いたします。まず、1 頁を御覧ください。最下段の有効回答事業場数です。全産業：751 件、地域別最低賃金対象産業：551 件、特定最低賃金対象産業：200 件となっております。地域別最低賃金の集計数値としては、こちらで確定とさせていただきます。続きまして、2 頁を御覧ください。「2 未満率一覧表」でございます。一番上の「地域別最低賃金適用産業」の合計欄ですが、未満率は 1.8%となっております。修正前の資料では 1.9%として御報告しておりましたが、訂正後は 1.8%となりますので、そのように御理解をお願いいたします。続いて影響率についてです。9 頁を御覧ください。こちらは時間額ごとの未満率・影響率一覧表で、規模別に掲載しております。目安額について、B ランクは 56 円引上げとなっております。上から 4 行目、1,109 円、目安どおり 56 円引き上げた場合の影響率は、合計欄で 27.0%となります。修正前は 27.1%でしたので、0.1 ポイント減少し、27.0%となります。

最後に総括表について御説明します。24 頁を御覧ください。修正前の資料では、総括表に全産業のほか産業別の表も掲載しておりましたが、修正後の資料では、総括表は全産業のみの表となっております。今回は、総括表 1（規模別）、総括表 2（男女別）のそれぞれについて、全産業分のみの掲載とさせていただきます。また、未満率及び影響率等についても全産業分のみで問題ないと判断しております。御了解いただければと思います。訂正内容につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございます。今回は結果的に軽微な率の変更となりました。大変お忙しい中だと思いますが、資料の誤りは大きな判断に影響する部分でもありますので、申し訳ありませんが、今後ともよろしく願いいたします。ただいまの説明につきまして、先ほどの訂正箇所について何か御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○廣瀬部会長

この件に関して御質問はないようですので、全国の結審状況について御説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

それでは、全国の結審状況について御説明いたします。

前回、8月5日の第3回専門部会以降、結審したのは全国で19都府県でございます。このうち、Bランクにつきましては13県が結審しております。13県のうち、目安どおりでありましたのが6県ございます。北信越で申し上げますと、長野県がこれにあたります。目安額に上乘せした県が残りとなります。プラス1円の県が4県ございまして、富山県、栃木県、岡山県、群馬県でございます。プラス2円の県が1県ございまして、新潟県でございます。プラス3円の県が1県ございまして、石川県でございます。プラス4円の県が1県ございまして、宮城県でございます。いずれも発効日につきましては、結審した日程に応じて設定されており、10月1日から10月3日にかけて発効する予定となっております。全国の結審状況については以上でございます。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございます。この結審状況について、何かございますでしょうか。よろしいですか。そういたしましたら、この後、審議に入りますが、先に皆様のお手元に配付されている使用者側の西澤委員から資料の提供がございます。それについて御説明をお願いします。

○西澤委員

はい、すみません。まず最初に、前回、公益委員の考え方をお示しいただきましたけれども、算定に当たって、昨年と比較して統計データをよく用いて結論を導き出そうという姿勢につきましては、一定の評価をさせていただきたいと思っております。その上で、法定三要素のうち、労働者の生計費など、労働者側のデータをやや重視しすぎている印象を持っております。経営者側の状況で申し上げますと、倒産件数や利益率について、令和8年度に入って大きく下方修正している状況もございます。そうした雇用を創出する側である使用者の実態についても、もう少し公平に考慮いただきたいというのが率直な感想でございます。その中で、第1回専門部会におきまして、私の方から、最低賃金の大幅な引上げが企業の成長率を超えて進むことによって弊害をもたらすのではないかとということで、「賃金圧縮」というお話をさせていただきました。労働者側からも賃金カーブのフラット化についてのお話でしたが、この

点について少し述べさせていただきたいと思い、本日資料を持参いたしました。まず、この資料の内容ですが、賃金構造基本（統計）調査として厚生労働省から公表されている資料を基にしたものでございます。令和5年、令和6年、令和7年の福井県における全産業の企業規模別データをまとめた表となっております。1頁は10人以上全体、その横が1,000人以上の、いわゆる大企業です。2頁は100人から999人の中堅企業、その横が10人から99人の、いわゆる中小・零細企業となっております。本日特に御覧いただきたいのは2頁です。特に10人から99人規模の欄で男女計の欄を御覧ください。上側の三つの枠が実数データで、下側の二つの枠が前年比較の割合を示した表です。下側の二つの枠のうち上段が令和7年と令和6年の比較、下段が令和6年と令和5年の比較となっております。少し分かりにくくて申し訳ありません。下側の二つの枠のうち上段を御覧いただきますと、10人から99人規模の事業所では、きまって支給する現金給与額が101.12%となっております。つまり前年比1.12%増ということですが、率直な印象としては、思ったよりかなり低い数字だと感じました。ちなみに、1頁の大企業の数値を見ますと、同様の項目で約8.7%伸びております。まず、中小企業にはこのような実態があるのではないかとこの一つ目です。

次に、賃金カーブの話です。再び2頁の下側の二つの枠のうち上段の10人から99人規模の表を御覧ください。全体では101.12%となっており、プラスにはなっていますが、その内訳を見ると年齢別で大きな差があります。19歳では133.60%、20歳から24歳では104.70%となっており、若年層は大きく伸びています。一方で、網掛けしている箇所は前年比を下回っている部分ですが、50歳から54歳の、きまって支給する現金給与額を見ると96.47%となっており、前年を下回っています。このほかにも、ある程度技能や技術を習得し、企業の業務内容も十分理解している世代において、しわ寄せが生じているのではないかとこの懸念があります。

もちろん、賃金圧縮と最低賃金引上げとの間に明確な因果関係があると断定するつもりはありません。ただ、中小企業においては最低賃金近辺の賃金水準が大幅に引き上げられており、今回の影響率も27%となっています。昨年も同様の状況がありました。そうしたことから、このような影響が生じている可能性は十分考えられるのではないかと考えております。賃金圧縮や賃金カーブのフラット化に対する評価は、労働者側と経営者側で異なると思います。しかし、十分な経験を積んだ方の賃金がかかることは、労働者の意欲低下につながる可能性があります。ひいては企業の成長力にも負の影響を与えるのではないかとこの懸念を持っております。今後、国の経済成長戦略が現在の方向性のまま進むとすれば、5年以上にわたり毎年5%程度、あるいはそれ以上の最低賃

金引上げが続くことも予想されます。この賃金構造の変化については、今後、有識者の方々も含めて注視しながら検証していただければ幸いです。以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。賃金圧縮、賃金カーブの問題につきまして、具体的なデータを示していただきました。印象的な箇所として 10 人から 99 人企業規模の 50 歳から 64 歳までの、きまって支給する現金給与額が令和 6 年から令和 7 年にかけてマイナスになっているということで、無理に最低賃金を上げると、その年齢層の労働者にしわ寄せがいくのではないかというお話でございました。この問題については、無視し得る問題ではないと思いますし、西澤委員がおっしゃったとおり、検証といいますか、どの程度この問題の影響が及んでいるか今後考えていく必要があると思います。おそらくこの問題は、経営者協会、連合福井、U A ゼンセンなどでも関心事が高いことだと思いますので、来年度以降を見据えた上で労働者側、使用者側双方データがありましたら、是非今後提供いただけたらと考えております。この点に関しまして、また、この資料に対して御発言、御意見などございますでしょうか。

○島田委員

私どもとしては異論を述べるということではなく、同じ方向を向いてお互い努力していかなければならないという観点からお話しさせていただきます。今御指摘いただいたのは、特に初任給競争が非常に激化しており、その結果、上の年齢層に十分な賃金原資が回らないという現象です。これは企業規模の大小を問わず起こっている現象だと認識しております。特に中小企業では、上の年齢層の賃金が十分に上がっていないという御指摘がありましたが、私どもの労働組合の調査でも同様の傾向が確認されています。一方で、企業によっては中途採用がなかなかできない、あるいは経験者が退職してしまうことを避けたいという事情があります。そのため、賃金原資を全体的にできるだけ均等に配分しようとしている企業も実際に見受けられます。ただし、新卒採用を確保したい企業では、初任給を引き上げる必要があり、その結果として若年層の賃金が上昇しているというのが現状です。また、中小企業においては賃金制度そのものが十分に整備されていないケースが多くあります。例えば、「どのようなスキルを習得すれば昇給できるのか」、「どのような能力を身につければ次の等級に上げられるのか」といった仕組みが整備されていない企業も少なくありません。年齢だけではなく、職能やスキルに応じて処遇が上がる仕組みがない場合、何を基準に昇給するのが明確になりません。その結果、「初任給を上げるため

に別の部分を削らざるを得ない」という状況が実際に発生しています。これは企業規模の大小や労使それぞれの立場に関係なく、従業員のモチベーションに関わる問題だと考えております。そのため、「ここまでスキルアップすれば、これだけの処遇が得られる」ということを明確に示す賃金制度を整備することが重要だと思います。私どもとしても、そうした仕組みは従業員のモチベーション向上に不可欠なものだと考えております。労働者側、使用者側という立場の違いに捕らわれることなく、情報共有を行いながら、より良い仕組みづくりを進めていきたいと考えています。私どもの調査・分析でも、そのような制度整備の必要性が示されております。是非皆様と協力しながら進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。この問題につきましては、他の委員の皆様から御発言はございませんでしたが、基本的には、そのような傾向が存在することについては、双方において共通理解に近い認識があるのではないかと思います。今後は、島田委員がおっしゃったように、単純な数字だけの問題ではなく、制度の問題も含めて考えていく必要があると思います。これは、お互いの立場に近い方々が、中小企業の経営指導等の場面で何らかの改善策を見いだしていけばよいのではないかと考えております。問題提起をいただき、ありがとうございました。

○西澤委員

一点だけ申し上げます。先ほどのお話はよく理解できます。大企業などでは、賃金カーブも比較的維持されながら、マイナスになることなく賃金上昇が進んでいると思います。しかし、中小企業では利益率の上昇がなかなか伴わない中で、最低賃金の引上げによってボトムラインの賃金を引き上げなければならない状況があります。大企業の場合は、初任給の水準自体が最低賃金とは大きく離れた水準にあると思います。ですから、本来は企業の成長率や収益力の向上に応じて、その後を追う形で最低賃金が上昇していくことが望ましいのではないかと考えています。一方で、最低賃金を先に引き上げることで経済成長や賃金上昇を実現しようとする仕組みについては、先ほど申し上げたような賃金圧縮などの問題を引き起こす要因になるのではないかと問題提起です。以上です。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。その辺りについては、企業ごとに様々な状況があり

ますので、一概に一般論として申し上げるのは難しいところですが、御意見として承知いたしました。ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。今後とも、このような御意見をいただければと思います。今年は特に、建設的な御意見を出していただいております、私としても良かったと思っております。その上で、前回の第3回専門部会において、それぞれの個別協議の場で、公益委員見解の考え方についてかなり踏み込んだ形でお示ししたと思っております。根拠等も含めて御説明したところです。本日は、それに基づいて全体協議を行い、労使双方の御意見をお聞きする方法と、もう一度個別協議を行い、御意見を伺う方法があります。いかがでしょうか。個人的には、念のため、もう一度個別に御意見を伺えればと思っておりますが、それでもよろしいでしょうか。それほどお時間を取るつもりはございません。よろしいでしょうか。それでは、前回と同様に、先に使用者側委員の方からでもよろしいでしょうか。

○廣瀬部会長

それでは、ここから個別協議に入っていきたいと思えます。本日はこの後の予定もございますので、個別協議の所要時間は各側 10 分から 15 分程度を目安に進めたいと思えます。午後からの予定もございますので、御協力をお願いいたします。また、ここからの個別協議につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を確保する必要がありますので、非公開としたいと思います。傍聴人の皆様につきましては、御退席をお願いいたします。本日この後の審議予定につきましては、退席後、事務局職員にお尋ねください。労働者側の委員も控室にて待機願います。

(労働者代表委員及び傍聴人退室)

(公使による個別協議を開始)

(使用者代表委員退室)

(労働者代表委員入室)

(公労による個別協議を開始)

(使用者代表委員及び傍聴人入室)

(公労使による全体協議再開)

○廣瀬部会長

それでは専門部会を再開いたします。ここまでの審議で、議論は尽くされた

かと思えます。前回の専門部会では、本年度の最低賃金引上げに関する公益委員の考え方をお示しし、本日、その内容について改めて個別協議を行いました。この後は結論を出さなければなりません。労使双方の御意見を伺いましたが、お互い歩み寄っていただいたとはいえ、残念ながら労使の意見の一致には至りませんでした。

一致に至らなかった理由について申し上げます。労働者代表委員からは、前回提示いただいた金額のままで、諸事情考えて金額を引き下げることではできませんという意見でした。使用者代表委員からの意見は、主に4点であったと考えております。1点目は、賃金圧縮の影響です。この問題が今後の賃金制度の継続性という観点からも懸念されるという御意見でした。2点目は、影響率の問題です。示された影響率がBランク平均より低いとしても、それだけで納得できるものではなく、絶対値として依然高い水準ではないかという御意見でした。3点目は、中小企業の支払能力についてです。各種データには、中小企業の実際の支払能力を直接示しているもの以外も含まれており、中小企業の支払能力をより配慮すべきではないかという御意見でした。4点目は、政府の政策的裏付けについてです。成長戦略や各種政策の実効性に対して不安や懸念をお持ちであるとの御意見でした。以上の理由から、使用者側としては労働者側が主張する金額には賛同できないとの御意見でした。労使双方よろしいでしょうか。

(労使双方異議なし)

このように、双方の意見の一致を見ることができなかったため、公益委員から引上げ額を提示いたします。公益委員としては、これまで御説明してきた根拠に基づき、59 円の引上げを提示いたします。発効日につきましては、労使双方に御了解いただいております法定発効日といたします。全会一致でなければ、午後の本審で決定して、その後異議審を経てという流れになります。この後、公益委員案について採決を行いますので、その際に賛成、反対について挙手をお願いいたします。採決につきましては、個人情報保護及び率直な意思決定確保の観点から非公開といたします。傍聴人の皆様は御退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

(非公開審議開始)

(専門部会報告書案作成のため休憩)

(傍聴人入室)

(審議再開)

○廣瀬部会長

それでは審議を再開いたします。採決の結果、賛成多数となりました。それでは、報告書（案）について事務局より御説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

お手元に報告書（案）をお配りしております。読み上げさせていただきます。着座のまま失礼いたします。

(福井県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）朗読)

以上でございます。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございました。それでは、この報告書により、福井地方最低賃金審議会会長宛てに提出することといたします。この後、午後からの本審において審議されることになります。最後に、審議会としての答申文に記載すべき事項について調整を図りたいと思います。これまでの協議の中で、公益委員として考える要望事項についてお示しいたしました。また、前回第3回専門部会では、労働者代表委員から、

- 1 業務改善助成金の利活用促進のため、受付期間を長く取ること、広報活動を強化すること
 - 2 価格転嫁の一層の推進強化を図ること
 - 3 社会保険料の累進性を導入し、中小企業の負担軽減を図ること
- の意見を頂いております。

また、使用者代表委員からも、第3回専門部会において業務改善助成金の受付期間を長く取ることについて要望があったものと理解しております。業務改善助成金の利活用促進および価格転嫁の一層の推進については、公益委員としても必要性を理解できることから、公益委員見解にも要望事項として記載し、答申文へ反映することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

なお、社会保険料の累進制度の問題につきましては、最低賃金審議会の要望事項としてはなじまないと考えておりますので、今回の要望事項には含めないこととしております。ただし、使用者代表委員からは、今回の専門部会では金額について一致には至らなかったものの、一旦決定した後は労使協調のもと、

賃金カーブの問題や社会保険料の問題などについて協力して取り組んでいければよいとの御意見を頂いております。

以上を踏まえまして、業務改善助成金制度に関する要望、価格転嫁の一層の推進、広報活動の強化を答申文および公益委員見解へ記載することを考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、皆様に御了承いただいたということで、これらの要望事項を公益委員見解、答申文へ記載することといたします。

最後になりますが、皆様から何か御意見、御発言はございますでしょうか。

○高山委員

要望事項について教えていただきたいのですが、要望事項を提出した場合、それに対してどのような形で返ってくるのでしょうか。要望を出したままで終わるのではなく、その後どのように確認されるのか気になっています。

提出した要望に対して、何らかの形でフォローされるべきものではないかと思うのですが。

○廣瀬部会長

まず、要望を出すこと自体が非常に重要だと私は考えております。福井県だけではなく、全国の審議会からも様々な要望が出されております。県への要望は当然県に向けたものですが、助成金制度などについては全国的に強い要望が出ているという事実を示すことにも意義があります。そのため、審議会として何を求めているのかを明確に示すことは重要だと考えています。

一方で、社会保険料の問題については、最低賃金審議会の要望事項として扱うと範囲が広がり過ぎる懸念があります。何でも要望事項として盛り込むと、本来伝えたい内容が薄まる可能性がありますので、要望事項は最低賃金と密接に関係する内容に絞るべきだと考えています。

この件に関しまして最終的な要望書の提出については、会長名で行われることとなります。福井地方最低賃金審議会の井花会長、何かございましたらよろしく願いいたします。

○井花委員

これまでも最低賃金審議会として要望事項を答申に付してきましたが、そ

れに対して個別に回答が返ってきたという記憶はありません。中央最低賃金審議会での議論において、他県からの要望も含めて検討され、その内容が議論や対応方針の中に反映されているという認識です。事務局としてはいかがでしょうか。

○野崎賃金室長

政府への要望につきましては、他県の審議会からも同様に要望事項が提出されております。福井県としては、審議会答申を厚生労働省本省へ提出いたします。

厚生労働省では、全国の審議会から寄せられた要望を取りまとめた上で、今後行われる中央最低賃金審議会における審議や、国の各種会議等において報告・検討されることになります。そのため、個別の要望に対して一件ごとの回答が返ってくる仕組みではありません。ただし、それらの要望が今後の政府施策や制度改正の検討材料として活用されていると御理解いただきたいと思います。

また、福井労働局への要望事項については、審議会から要望があったことを局内で共有いたします。さらに、その対応状況や実施状況については、翌年度の審議会の場で報告しております。実際に今年7月6日の審議会においても、昨年度答申時の要望事項に対する対応状況を御説明したところです。来年度も同様に、6月頃の審議会において、労働局への要望事項に対する対応状況を御報告することになると思います。

○井花委員

要望という話ではないのですが、例えば昨年、発効日が大きくずれた県がありました。これは、それまでの中央最低賃金審議会では想定していなかった事態だったと思います。地方の審議会において、発効日を大きく後ろにずらして調整する動きがありました。それに対しては、福井県の審議会だけでなく、他県の審議会においても、それが適切なかどうかという議論があったと思います。そうした意見や議論が中央最低賃金審議会にも伝えられ、その結果として、今年度の中央最低賃金審議会では発効日に関する見解が示されていると理解しています。その意味では、要望事項も含めて、地方から意見や声を上げて答申の中に盛り込んでいくことは非常に有意義なことだと思っています。実際に、そうした意見が中央最低賃金審議会の議論や考え方に反映されているのだと感じています。私としては、そのように考えております。

○竹川部会長代理

まだ専門部会としての決議段階であり、現時点では公益委員見解の中で示されている内容にとどまっていますが、全国的な目安額については、受け止め方によって評価は分かれるものの、結果として大きな引上げになっていると感じています。その影響は、先ほど議論がありました影響率も含めて、小規模事業者や中小企業に少なからず及ぶものと考えています。しかしながら、こうした状況だからこそ、今後は労働者側、使用者側が協力しながら、個々の中小企業への支援を進めていくことが重要だと思います。また、政府の考え方としては、競争力のある企業を育成し、成長につなげていく方向にあると認識しております。私自身も、そのような観点を踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。今後とも御協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。高山委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほど事務局からも説明がありましたし、井花委員、竹川部会長代理からも御発言がありました。要望事項には十分意味があると考えております。その中で、県への要望について申し上げます。今回、この専門部会の場においても強い意見が出されました。山口委員や西澤委員におかれましても、県との様々な協議や支援策に関する場面があるかと思いますが、その際には、こうした意見が最低賃金専門部会の場でも強く出ていたことをお伝えいただければと思います。これは特定の企業だけの問題ではなく、このような公的な審議の場においても、支援策の拡充が必要であるとの認識が共有されているということです。最低賃金の引上げを進める以上、政策面での支援強化については、口頭の説明だけではなく、具体的な施策として示していただかなければ厳しい状況であるという危機感があります。そうした声を県に対してもしっかりと伝えていただき、施策の拡充に御協力いただければ幸いです。豊嶋委員におかれましても、様々な会合等に参加されていると思いますので、そのような機会に是非お伝えいただければと思います。これは労使で一致した意見として、支援策の拡充を求めているということでもあります。また、労働者側委員の皆様におかれましても、企業が健全に存続しなければ雇用の維持もできません。企業の経営体力強化という観点から、政策面での支援拡充について、様々な場面で発信していただければと思います。高山委員、よろしいでしょうか。ほかに御意見、御発言はございますでしょうか。

○島田委員

要望事項として提出させていただいた内容を、そのままではないにせよ受け止めていただき、ありがとうございます。一点、社会保険料に関する件につい

て申し上げます。この内容が最低賃金審議会の要望事項として適切かどうかについては承知した上で提案させていただきました。中小企業の経営者や団体の方々から話を聞きますと、「税金以上に社会保険料負担が重い」という声を数多く耳にしております。賃金を引き上げれば社会保険料負担も増加しますし、企業の経営状態にかかわらず発生する負担でもあります。そのため、そうした現場の実態が何らかの形で関係機関に伝わればという思いから、この意見を申し上げます。議事録など何らかの形で記録として残れば、それで十分だと考えております。また、先ほども申し上げましたが、最低賃金審議会に委員として参加している以上、金額を決定して終わりではなく、その後の地域経済を前向きに発展させ、企業の生産性や稼ぐ力を高めていくことについても一定の責任を負っていると考えております。今後も労使の立場を超えて情報共有を行いながら、この一年間取り組んでいきたいと考えております。改めてその決意を申し上げます。ありがとうございました。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、事務局から何かありますでしょうか。

○野崎賃金室長

この後、午後1時30分から第529回福井地方最低賃金審議会を、当庁舎1階の第1共用会議室において開催いたします。その際、複数の報道機関から傍聴希望が出ております。冒頭、採決後、公開を再開する際には報道機関による撮影を許可する方針としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。また、本日、この専門部会において報告書を取りまとめたいただきました。この後の本審において採決を行い、答申が得られた場合には、明後日に予定しております第5回専門部会は中止となりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。それでは、本当に暑い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。今回は非常に真摯な議論をしていただいたと思っております。その中で、労使双方とも歩み寄る努力を重ねていただき、また譲れない部分については譲れないという立場を明確にさせていただいたことで、第4回専門部会において採決まで進めることができました。専門部会長としては、議事進行が十分ではなく、皆様にご迷惑をおかけした部分

もあったかと思います。それでも、このような形で結審することができ、大変
ありがたく思っております。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、第4回専門部会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会)